

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	重度心身障害者医療費助成に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

中津市は、重度心身障害者医療費助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

大分県中津市長

## 公表日

令和7年6月27日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	重度心身障害者医療費助成に関する事務
②事務の概要	中津市重度心身障害者医療費の支給に関する条例(昭和50年中津市条例第44号)及び中津市重度心身障害者医療費の支給に関する条例施行規則(昭和58年中津市規則第8号)に基づき、受給資格の認定申請・更新申請、受給資格認定事項の異動に関する届出、医療費の支給申請及び前記事務に付随する事務等を行うものである。
③システムの名称	1 障害者医療費助成システム 2 統合宛名システム 3 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
重度心身障害者医療費助成事務情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第2項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第2項及び別表3の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第9号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第2項及び第19条8号に基づく主務省令第2条の表4の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部福祉支援課
②所属長の役職名	福祉支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒871-8501 大分県中津市豊田町14番地3 中津市健康福祉部福祉支援課 TEL 0979-62-9802
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒871-8501 大分県中津市豊田町14番地3 中津市健康福祉部福祉支援課 TEL 0979-62-9802
9. 規則第9条第2項の適用 [ ]適用した	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ]委託しない</span>		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ]提供・移転しない</span>		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ ]接続しない(入手) [ <input type="radio"/> ]接続しない(提供)</span>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	申請書に記載された個人番号は認定事務の際に複数の職員で記載誤りがないか確認しており、個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄も複数人で確認しているため、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

9. 監査	
実施の有無	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 自己点検      [    ] 内部監査      [    ] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> 十分に行っていない <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [    ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> 課題が残されている <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	宛名システムやその他の業務システムにおいて、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるようアクセス制限を実施しており、記録されている特定個人情報のうち業務上必要なない特定個人情報に、各担当者がアクセスできないように対策を行っているためリスクへの対策は十分であると考えられる。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	社会福祉課長 久恒 春利	社会福祉課長 高尾 恭裕	事後	所属長の異動に伴い、修正
平成30年3月31日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年6月5日	平成30年3月31日	事後	しいき値判断の見直し(対象人数算出時点の更新)
平成30年3月31日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年6月5日	平成30年3月31日	事後	しいき値判断の見直し(取扱者数算出時点の更新)
平成31年1月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	未定	実施する	事後	情報提供ネットワークシステムによる情報入手開始
平成31年1月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第14項	番号法第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第2項及び別表第2の4の項	事後	情報提供ネットワークシステムによる情報入手開始
平成31年3月31日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年3月31日	平成31年3月31日	事後	しいき値判断の見直し(対象人数算出時点の更新)
平成31年3月31日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年3月31日	平成31年3月31日	事後	しいき値判断の見直し(取扱者数算出時点の更新)
平成31年3月31日	様式	なし	新様式に変更	事後	様式変更
平成31年3月31日	V リスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	なし	基礎項目評価書	事後	様式変更に伴い、追加
平成31年3月31日	V リスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	なし	十分である	事後	様式変更に伴い、追加
平成31年3月31日	V リスク対策 3. 特定個人情報の使用	なし	十分である 十分である	事後	様式変更に伴い、追加
平成31年3月31日	V リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	なし	委託しない	事後	様式変更に伴い、追加
平成31年3月31日	V リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)	なし	提供・移転しない	事後	様式変更に伴い、追加
平成31年3月31日	V リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	なし	接続しない(提供) 十分である	事後	様式変更に伴い、追加
平成31年3月31日	V リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去	なし	十分である	事後	様式変更に伴い、追加
平成31年3月31日	V リスク対策 8. 監査	なし	自己点検	事後	様式変更に伴い、追加
平成31年3月31日	V リスク対策 9. 従業員に対する教育・啓発	なし	十分に行っている	事後	様式変更に伴い、追加
令和2年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	福祉部社会福祉課	福祉部福祉支援課	事後	組織改編に伴い、修正
令和2年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	社会福祉課長 高尾 恭裕	福祉支援課長	事後	組織改編及び記載の仕方変更に伴う修正
令和2年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	中津市福祉部社会福祉課	中津市福祉部福祉支援課	事後	組織改編に伴い、修正
令和2年4月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年3月31日	令和2年4月1日	事後	しいき値判断の見直し(対象人数算出時点の更新)
令和2年4月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年3月31日	令和2年4月1日	事後	しいき値判断の見直し(対象人数算出時点の更新)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年4月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第2項に基づく個人番号の利用に関する条例に規定する予定	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第2項行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第2項及び別表第1の3の項	事後	根拠となる条例を記載したことによる修正
令和2年8月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和2年8月1日 時点	事後	規則第15条等に規定による再評価の実施
令和2年8月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和2年8月1日 時点	事後	規則第15条等に規定による再評価の実施
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号	番号法第19条第9号	事後	法改正に伴う引用条項の修正
令和3年9月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	TEL 0979-22-1111	TEL 0979-62-9871	事後	専用回線開設に伴い修正
令和3年9月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	TEL 0979-22-1111	TEL 0979-62-9802	事後	専用回線開設に伴い修正
令和3年9月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年8月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	しいき値判断の見直し(対象人数算出時点の更新)
令和3年9月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年8月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	しいき値判断の見直し(対象人数算出時点の更新)
令和4年5月13日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	しいき値判断の見直し(対象人数算出時点の更新)
令和4年5月13日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	しいき値判断の見直し(対象人数算出時点の更新)
令和5年5月22日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	福祉部福祉支援課	健康福祉部福祉支援課	事後	組織改編に伴い、修正
令和5年5月22日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	中津市福祉部福祉支援課	中津市健康福祉部福祉支援課	事後	組織改編に伴い、修正
令和5年5月22日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	しいき値判断の見直し(対象人数算出時点の更新)
令和5年5月22日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	しいき値判断の見直し(対象人数算出時点の更新)
令和6年5月17日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	しいき値判断の見直し(対象人数算出時点の更新)
令和6年5月17日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	しいき値判断の見直し(対象人数算出時点の更新)
令和7年6月27日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	別表第1の3の項	別表3の項	事後	番号法の一部改正に伴い修正
令和7年6月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	別表第2の4の項	第19条8号に基づく主務省令第2条の表4の項	事後	番号法の一部改正に伴い修正
令和7年6月27日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	しいき値判断の見直し(対象人数算出時点の更新)
令和7年6月27日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	しいき値判断の見直し(対象人数算出時点の更新)
令和7年6月27日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	なし	十分である	事後	番号法の一部改正に伴い修正
令和7年6月27日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠	なし	申請書に記載された個人番号は認定事務の際に複数の職員で記載誤りがないか確認しており、個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄も複数人で確認しているため、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	番号法の一部改正に伴い修正



変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月27日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	なし	2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策	事後	番号法の一部改正に伴い修正
令和7年6月27日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠	なし	宛名システムやその他の業務システムにおいて、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるようアクセス制限を実施しており、記録されている特定個人情報のうち業務上必要のない特定個人情報に、各担当者がアクセスできないよう対策を行っているためリスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	番号法の一部改正に伴い修正